産業廃棄物処理施設	民間事業者 廃棄物処理センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設定はなじまない
浄化槽	個人、法人、市町村又は一部事務組合	浄化槽法	設定は可能

（注１）各事業を経営するためには、別途、各事業法に基づく許可等を受けることが必要。
（注２）平成24年３月27日現在。

○消費者庁及び公正取引委員会告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、スポーツ用品の表示に関する公正競争規約（昭和六十二年公正取引委員会告示第十二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十二日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦
消費者庁長官　福嶋　浩彦

一　スポーツ用品公正取引協議会（会長　小賀坂邉邦）の申請に係るスポーツ用品の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十四年三月二十七日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

スポーツ用品の製造、輸入販売業及び販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（表示の基本） **第２条**　前条の目的を達成するため、事業者は、スポーツ用品が、使用者の技能、使用条件等に応じて、個々に異なることに鑑み、一般消費者が正しい商品知識を得られるよう的確な情報を提供するとともに、この規約の対象となっていないスポーツ用品についても、この規約の趣旨を尊重し、表示の適正化に努めるものとする。	（表示の基本） **第２条**　前条の目的を達成するため、事業者は、スポーツ用品が、使用者の技能、使用条件等に応じて、個々に異なることにかんがみ、一般消費者が正しい商品知識を得られるよう的確な情報を提供するとともに、この規約の対象となっていないスポーツ用品についても、この規約の趣旨を尊重し、表示の適正化に努めるものとする。
（定義） **第３条**　（略）	（定義） **第３条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するスポーツ用品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。	３　（同左）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール（ＤＭ）、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）	⑵　見本、ビラ、パンフレット、広告マッチ、インターネットその他これらに類似するものによる広告（宛名広告及び入場券等による広告を含む。）及び訪問広告
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
⑸　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネットによるものを含む。）	
４・５　（略）	４・５　（略）
６　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買を促すために直接情報を提供する印刷物等であって、次に掲げる物（第１号及び第２号のうち、店頭等に表示されるものを除く。）をいう。	６　この規約において「ビラ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買を促すために直接情報を提供する印刷物等であって、次に掲げる物（第１号及び第２号のうち、店頭等に表示されるものを除く。）をいう。
⑴　新聞に折り込まれ、又はその他の方法により配布されるチラシ又は掲出されるチラシ等	⑴　ビラ、パンフレットその他これらに類似するもの
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、インターネットチラシその他これらに類似するもの	⑶　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送その他これらに類似するもの
（カタログにおける必要表示事項）	（カタログにおける必要表示事項）
第４条　事業者は、スポーツ用品についてカタログを発行する場合には、当該カタログに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。	**第４条**　事業者は、スポーツ用品についてカタログを発行する場合には、当該カタログに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容	⑵　品名及び品番セット商品である場合には、その旨及びセットの内容
⑶～⑾　（略）	⑶～⑾　（略）
２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数の品目について総合的に記載したカタログにおいては、他のカタログに記載されている場合に限り、同項各号のうち一部事項の表示を省略することができる。	２　前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数の品目について総合的に記載したカタログについては、他のカタログに記載されている場合に限り、同項各号のうち一部事項の表示を省略することができる。
（本体における必要表示事項）	（本体における必要表示事項）
第５条　製造業者等は、スポーツ用品の本体又は容器若しくは包装に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。	**第５条**　製造業者等は、スポーツ用品の本体又は容器若しくは包装に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。
⑴～⑹　（略）	⑴～⑹　（略）